

前澤ホールディングス株式会社

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、前澤ホールディングス株式会社と称し、英文では MAEZAWA Holdings CO., LTD.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1)水道・環境衛生関係機器および弁・栓・門扉等の鉄・鋳物製品の製造および販売
- (2)上水道・下水道関連製品、住宅機器関連製品および災害関連製品の製造および販売
- (3)塩化ビニルその他各種プラスチック製品の製造および販売
- (4)水道施設、清掃施設、産業排水・廃液・廃油処理施設、廃棄物処理施設、再生可能エネルギー施設および土壌・地下水の改善・保全、衛生施設その他の各種施設の設計、請負、施工および監理ならびにこれらに関する設備・装置等の設計、製造、販売、施工および運転管理、維持管理、事業経営
- (5)土木工事、建築工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、機械器具設置工事、電気通信工事、水道施設工事、その他の諸建設工事の計画、設計、請負、施工および監理
- (6)水質の検査・分析
- (7)活性炭・化学工業薬品その他物品の製造および販売
- (8)不動産の売買、賃貸借、管理および斡旋ならびに土地の造成および分譲
- (9)前各号に関連する調査、分析、コンサルティング、経営ならびに管理
- (10)ソフトウェアおよび情報システムサービスの提供
- (11)貨物利用運送業ならびに倉庫業および倉庫管理業務
- (12)労働者派遣事業
- (13)古物営業法に定める古物商
- (14)損害保険の代理業
- (15)前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査等委員会
- (3)会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって

電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定によって定める。

3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱

規則による。

第3章 株主総会

(招集時期および招集場所)

第13条 当会社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

2. 当会社の株主総会は、東京都または埼玉県で招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 当会社の株主総会は取締役会の決議に基づき、社長がこれを招集する。

2. 当会社の株主総会の議長は、社長がこれに当たり、社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順位に従う。

(決議の方法)

第16条 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1人を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第18条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録して当会社に保存する。

(電子提供措置等)

第19条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会

(定員)

第20条 当社の取締役は、12名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、6名以内とする。

(選任方法)

第21条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 前項の定めによる取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。

3. 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役の選定)

第23条 当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。

(役付取締役)

第24条 取締役会の決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長を定めることができる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、あらかじめ取締役会において定める取締役が招集し、その議長となる。

2. 前項に定める取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順位に従う。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第28条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(相談役)

第29条 取締役会の決議をもって相談役若干名を置くことができる。

(取締役会規則)

第30条 取締役会に関する事項は、法令および定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(取締役会の議事録)

第31条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名捺印または電子署名して当会社に保存する。

2. 第27条第2項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載する。

(報酬等)

第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第33条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

(常勤監査等委員)

第34条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第35条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議)

第36条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規則)

第37条 監査等委員会に関する事項は、法令および定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。

(監査等委員会の議事録)

第38条 監査等委員会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が記名捺印または電子署名して当会社に保存する。

第6章 会計監査人

(選任)

第39条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第42条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

(最初の事業年度)

第1条 当会社の最初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から2027年3月31日までとする。

(最初の取締役の報酬等)

第2条 第32条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の時までの期間の当会社の取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の額は、年額2億円以内とする。

- 1 第32条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間における当会社の成立時点における前澤工業株式会社（以下「前澤工業」という。）の取締役である当会社の取締役（社外取締役及び監査等委員を除く。以下、本項において単に「取締役」という。）の報酬等のうち、株式報酬制度（以下「本制度1」という。）に係る報酬等の額の具体的な算定方法および具体的な内容は、次のとおりとする。なお、本制度1に基づく報酬等は、前項に定めるものとは別枠とする。

(1)本制度1の概要

本制度1は、前澤工業の第74回定時株主総会及び第75回定時株主総会において承認可決された業績連動型株式報酬制度である。当会社は、前澤工業がみずほ信託銀行株式会社等と締結した2020年10月26日付け株式給付信託契約（その後の変更を含む。）について、2026年6月1日をもって、前澤工業の契約上の地位ならびに権利および義務を承継するものとする。

すなわち、本制度1は、前澤工業が2026年5月31日までに拠出した金銭および当会社が必要に応じて2026年6月1日以降に拠出する金銭を原資として、当会社株式が信託（以下、本制度1に基づき設定される信託を「本信託1」という。）を通じて取得され、取締役に対して、当会社が定める役員株式給付規程（以下「役員株式給付規程」という。）に従って、当会社株式および当会社株式を時価で換算した金額相当の金銭（本項において「当会社株式等」といいます。）が本信託1を通じて給付される業績連動型株式報酬制度である。なお、取締役は、原則として、退任時に当会社株式等の給付を受ける。

(2)本制度1の対象者

取締役

(3)信託期間及び金額

前澤工業は、2021年5月末日で終了した事業年度から2023年5月末日で終了した事業年

度までの3事業年度（本項において、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。）およびその後の各対象期間を対象として本制度1を導入し、対象役員への当会社株式等の給付を行うため、本信託1による当会社株式の取得の原資として、120百万円の金銭を拠出し、本信託1を設定した。また、前澤工業は、当初対象期間経過後も、本制度1が終了するまでの間、原則として対象期間ごとに、120百万円を上限として本信託1に追加拠出を行ってきた。

本信託1は、下記（4）のとおり、前澤工業が2026年5月31日までに拠出した金銭または当会社が必要に応じて2026年6月1日以降に拠出する金銭を原資として、当会社株式を取得する。

前澤工業は、当初対象期間及び2024年5月末日で終了した事業年度から2026年5月末日で終了する3事業年度中に対応する必要資金としての金銭を拠出しており、2026年6月1日以降、当会社は、必要に応じて、最初の定時株主総会終結の時までの期間中に本制度1に基づく給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託1が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を上限金120百万円の範囲内で拠出し、役員株式給付規程の定めに従い当会社の最初の定時株主総会終結の時までの所定の期間の取締役の職務執行の対価として、本制度1に基づく給付を行う。

（4）当会社株式の取得方法

本信託1による当会社株式の取得を行う場合は、上記（3）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じてまたは当会社の自己株式処分を引き受ける方法により行うものとする。

（5）取締役에게 給付される当会社株式等の数の上限

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与される。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、89,000ポイントを上限とする。

取締役に付与されるポイントは、下記（6）の当会社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当会社普通株式1株に換算される（ただし、当会社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行う。）。

下記（6）の当会社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時まで当該取締役に付与されたポイント数とする（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」という。）。

（6）当会社株式等の給付

当会社の取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、原則として上記（5）に記載のところに従って定められる確定ポイント数に応じた数の当会社株式について、退任後に本信託1から給付を受ける。

ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、一定割合について、当会社株式の給付に代えて、当会社株式の時価相当の金銭給付を受ける。なお、金銭給付を行

うために、本信託1により当会社株式を売却する場合がある。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または在任中に当会社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、指名・報酬委員会の答申を経た取締役会の決定により給付を受ける権利の全部または一部を取得できない場合がある。

- 2 第32条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間における当会社の成立時点における前澤化成工業株式会社（以下「前澤化成工業」という。）の取締役である当会社の取締役（社外取締役および監査等委員を除く。以下、本項において単に「取締役」という。）の報酬等のうち、株式報酬制度（以下「本制度2」という。）に係る報酬等の額の具体的な算定方法および具体的な内容は、次のとおりとする。なお、本制度2に基づく報酬等は、第1項に定めるものとは別枠とする。

（1）本制度2の概要

本制度2は、前澤化成工業の第63回定時株主総会及び第71回定時株主総会において承認可決された業績連動型株式報酬制度である。当会社は、前澤化成工業が三井住友信託銀行株式会社等と締結した2017年11月8日付け株式取得管理交付信託（特定金外信託）契約（その後の変更を含む。）について、2026年6月1日をもって、前澤化成工業の契約上の地位ならびに権利および義務を承継するものとする。

すなわち、本制度2は、前澤化成工業が2026年5月31日までに拠出した金銭および当会社が必要に応じて2026年6月1日以降に拠出する金銭を原資として、当会社株式が信託（以下、本制度2に基づき設定される信託を「本信託2」という。）を通じて取得され、業績達成度等一定の基準に応じて当会社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当会社株式が本信託2を通じて各取締役に對して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度である。なお、取締役は、原則として、退任時に当会社株式等の交付を受ける。

（2）本制度2の対象者

取締役

（3）信託期間及び信託金額

前澤化成工業は、本制度2に基づく交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託2が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を次のとおり拠出し、本信託2を設定した。

本信託2は、下記（4）のとおり、前澤化成工業が2026年5月31日までに拠出した金銭または当会社が必要に応じて2026年6月1日以降に拠出する金銭を原資として、当会社株式を取得する。

前澤化成工業は、本信託2の信託期間（当初の信託期間：2017年11月から2021年11月、延長分の信託期間：2021年12月から2024年11月まで、2024年12月から2027年11月まで）に対応する必要資金として、当初の信託期間では上限金145百万円の範囲で金銭を拠出し、延長した信託期間ごとに上限金115百万円の範囲内で金銭を追加拠出しており、2026年6月1日以降、当会社は、必要に応じて、最初の定時株主総会終結の時までの期間中に本制度2に基づく交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる

数の株式を本信託2が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を上限金115百万円の範囲内で拠出し、当会社が定める株式交付規程（以下「株式交付規程」という。）の定めに従い当会社の最初の定時株主総会終結の時までの所定の期間の取締役の職務執行の対価として、本制度2に基づく交付を行う。

（4）当会社株式の取得方法

本信託2による当会社株式の取得を行う場合は、上記（3）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じてまたは当会社の自己株式処分を引き受ける方法により行うものとする。

（5）取締役に交付される当会社株式等の数の算定方法とその上限

株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位・役割および業績目標の達成度等に応じたポイントが付与される。なお、当会社が取締役に對して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり70,000ポイントを上限とする。

取締役に付与されるポイントは、下記（6）の当会社株式等の交付に際し、1ポイント当たり当会社普通株式1株に換算される（ただし、当会社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行う。）。

（6）当会社株式等の交付

各取締役は、原則として取締役の退任時に所定の受益者確定手続を行って本信託2の受益権を取得し、本信託2の受益者として、上記（5）に従って定められるポイント数に従って、本信託2から当会社株式の交付を受ける。

ただし、一定割合について、当会社株式の交付に代えて、当会社株式の時価相当の金銭交付を受ける場合がある。なお、金銭交付を行うために、本信託2により当会社株式を売却する場合がある。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、自己都合により退任する場合、在任中に一定の非違行為があった場合または当会社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合等は、株式交付規程の定めるところに従い、それまでに付与されたポイントの全部または一部は消滅し、消滅したポイント相当の当会社株式については交付を受けない場合がある。

（当初の監査等委員である取締役の報酬等）

第3条 第32条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間における監査等委員の報酬等の額は、年額8千万円以内とする。

（附則の削除）

第4条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもって削除されるものとする。